

No. 21 周辺区域の生活環境の保全のための措置

周辺区域の生活環境の保全のための措置

1 大気汚染防止対策

- ・安定型最終処分場：有害物質を含まず分解しない廃棄物を扱うため、メタンなどのガスが発生しない。
- ・木くず破砕施設：破砕処理に伴い発生する粉塵は散水装置により、少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集塵装置（サイクロン）を設置し、粉塵の飛散を防止する。

2 水質汚濁防止対策

- ・安定型最終処分場：雨水にさらされても変化せず分解しない廃棄物を扱うため、汚水が発生せず、木くず破砕施設及び保管施設は建屋内に設置するため、雨水の影響を受けないが、定期的に検査を行う。

3 騒音・振動防止対策

- ・木くずの破砕機は建屋内に設置する。

4 悪臭防止対策

- ・腐敗性のもの及び腐敗性のものが付着したものは取り扱わないため、悪臭の発生はないが、防臭剤散布等の準備をしておく。

5 その他

飛散流出防止対策

- ・安定型最終処分場：土堰堤を設置するとともに風雨等により飛散及び流出が考えられる場合、必要に応じて即時 0.5m 以上の覆土をする。また、石綿含有産業廃棄物については、ビニールシートによる二重梱包を行ったうえで搬入し覆土を行う。
- ・木くず破砕施設：破砕処理に伴い発生する粉塵は散水装置により、少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集塵装置（サイクロン）を設置し、粉塵の飛散を防止する。

環境監視計画

- ・周辺地下水(上下流 2 地点)及び浸透水（1 地点）について、維持管理目標値の遵守を確認する。測定回数と測定内容は「6. 維持管理目標値」に示す。
- ・騒音について、月 1 回、維持管理目標値の遵守を確認する。
- ・石綿含有産業廃棄物について、年 2 回、維持管理目標値の遵守を確認する。

6 維持管理目標値

項目	維持管理目標値
水質	月 1 回以下の内容について測定を行う。 塩素イオン濃度(c1)200mg/ℓ以下 生物化学的酸素要求量(BOD) 20mg/ℓ以下 年 1 回添付資料の内容について測定を行う。
騒音	施設設置予定地の敷地境界上における騒音レベル (L ₅) : 65 以下
石綿含有産業廃棄物	敷地境界上における石綿繊維濃度 10 本/L 以下

※本計画位置は騒音の規制区域に指定されていないため、類似区域として第 3 種区域の昼間の値を維持管理目標値としている。(次頁参照)

騒音の大きさや作業時間等は次のとおり定められています。

特定工場等における規制基準値については、時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において定めることとされています。

区域／時間	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	45～50デシベル	40～45デシベル	40～45デシベル
第2種区域	50～60デシベル	45～50デシベル	40～50デシベル
第3種区域	60～65デシベル	55～65デシベル	50～55デシベル
第4種区域	65～70デシベル	60～70デシベル	55～65デシベル

Notes

第1種区域…良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域…住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域…住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域…主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

区域と時間による騒音基準値 出典：環境省ホームページ

水質調査維持管理目標値

表-5.1.1 安定型最終処分場の水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項目	基準値	地 下 水			浸 透 水		
			埋立開始前	埋立開始後	埋立終了から廃止	埋立開始後	埋立終了から廃止	
1	アルギル水銀	検出されないこと	1回以上	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
2	総水銀	0.005mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
3	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
4	鉛	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
5	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
6	ヒ素	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
7	全シアン	検出されないこと	"	"	"	"	"	
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	"	"	"	"	"	
9	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
11	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
12	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
13	1・2-ジクロロエタン	0.001mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
16	1・1・1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
19	チウラム	0.006mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
20	シマジン	0.003mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
23	セレン	0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	
24	生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/ℓ以下	—	—	—	1回以上/月	1回以上/3ヶ月	
25	化学的酸素要求量（COD）	40mg/ℓ以下	—	—	—	1回以上/月	1回以上/3ヶ月	

備考

- 1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）については、いずれかの項目Hを測定すること。

※年1回、上記25項目に加え、クロロエチレン、1・4-ジオキサンを含めた27項目について検査を行う。
なお、クロロエチレン、1・4-ジオキサンの基準値は以下のとおりである。
クロロエチレン：0.002mg/L以下
1・4-ジオキサン：0.05mg/L以下

No. 22 維持管理計画書

No. 22 維持管理計画書

(1) 最終処分場（埋立施設）

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
5-1-1 清潔の保持	① 生活環境保全上の観点から、最終処分場内及びその周辺部は常に清潔を保持すること。	① 週1回程度、最終処分場内及びその周辺部の清掃を行う。
5-1-2 飛散、流出防止	埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	② 土堰堤を設置するとともに風雨等により飛散及び流出が考えられる場合、必要に応じて即時0.5m以上の覆土をする。
5-1-3 悪臭の防止	① 風雨等による廃棄物の飛散及び流出を防止するため、即時覆土用の土砂の確保及び土木資材等の準備をしておくこと。 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	③ 風雨等による廃棄物の飛散及び流出を防止するため、即時覆土用の土砂の確保及び土木資材等の準備をしておく。 腐敗性のもの及び腐敗性のものが付着したものは取り扱わないが覆土用の土砂の確保及び防臭剤散布の準備をしておく。
5-1-4 火災の防止	① 悪臭の発散するおそれがある場合には、即日覆土用の土砂の確保及び防臭剤散布等の準備をしておくこと。 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	① 同上 自然発火に備え、消火器を設置する。
5-1-5 害虫等の発生防止	① 消火器その他の消火設備は、適切な箇所に配備するとともに、常に整備点検し、定期的に操作方法等の訓練を行うこと。また、消火設備として覆土材を場内に配備しておくこと。 ② 可燃性廃棄物を埋め立てる場合には、堆積による自然発火の防止に努めるとともに、終業後の火気の点検等を行うこと。また、火災の発生を防止するため、速やかに覆土を行うこと。	① 消火器その他の消火設備は、適切な箇所に配備するとともに、常に整備点検し、定期的に操作方法等の訓練を行う。 ② 可燃性廃棄物を埋め立てる場合には、堆積による自然発火の防止として覆土を徹底し、終業後は火気の点検を行う。
5-1-6 囲い等の管理	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。 ① 害虫等の発生するおそれがある場合には、即日覆土用の土砂の確保及び薬剤散布等の準備をしておくこと。 埋立地の周囲の囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができようとしておくこと。	害虫等の発生するおそれがある場合には、即時覆土用の土砂の確保及び薬剤散布等の準備をしておく。 ① 同上
5-1-7 表示等の管理	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他の必要な措置を講ずること。 ① 立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。	① 囲い及び門扉は、月1回程度の点検を実施し、破損した場合は速やかに補修する。 ② 門扉は、1日の作業終了後に閉鎖し施錠する。
5-1-8 基準高及び区域坑	① 開発区域及び埋立区域を表示する区域杭、及び基準高（仮BM）は、常に明確にしておくこと。 ② 埋立処分中は、区域杭及び基準高を破壊せぬよう十分に注意すること。	① 壁面埋込板が破損した場合は、速やかに補修する。 ① 開発区域及び埋立区域を表示する区域杭、及び基準高（仮BM）は、常に明確にしておく。 ② 埋立処分中は、区域杭及び基準高を破壊せぬよう十分に注意する。
5-1-9 保安距離	① 保安距離内は、修景、除草等環境の保全に努めること。	① 保安距離内は、清掃時に除草等環境の保全に努める。
5-1-10 排水路等	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。 ① 雨水が埋立地へ流入することを防止する排水路、沈砂池、調整池及び隣接地の雨水の排水施設等の機能を維持するため、週1回程度の点検を行い、排水路等に堆積した土砂等の除去、施設の補修等を行うこと。	排水路、沈砂池、調整池及び隣接地の雨水の排水施設等の機能を維持するため、週1回程度の点検を行い、排水路等に堆積した土砂等の除去、施設の補修等を行う。 ① 同上

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
5-1-11 のり面保護	① のり面の植生保護のため、施肥等を行うことが望ましい。 ② のり面に小段排水路、縦排水路が設置されている場合は、適切に排水されることを目的に、週1回程度の点検を行うこと。	① のり面の植生保護のため、施肥等を行う。 ② のり面に小段排水路、縦排水路が設置されていない。
5-1-12 搬入道路等	① 運搬車両による粉じんの発生等を防止するため、搬入道路は定期的に清掃し清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。	① 搬入道路は週1回程度清掃し清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行う。
5-1-13 覆土保管設備	① 覆土保管設備から土砂等の流出を防止するため、適切な管理を行うこと。	① 覆土保管設備から土砂等の流出を防止するため、高く積み上げすぎない等適切な管理を行う。
5-1-14 タイヤ洗浄設備	① 洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、常に良好な状態にしておくこと。 ② 洗車排水は、原則として直接処分場外に排出しないこと。	① 洗車設備は月1回程度点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、常に良好な状態にしておく。 ② 洗車排水は、直接処分場外に排出しない。
5-1-15 駐車設備	① 駐車設備は適切に管理し、常に清潔を保持すること。	① 駐車設備は適切に管理し、常に清潔を保持する。
5-1-16 管理事務所	① 原則として、管理事務所内の見やすいところに許可証（写し可）、埋立計画図等を掲示しておくこと。 ② 管理事務所（或いは本社事務所）には、埋立処分場に係る許可申請書の写し、処理の帳簿又はマニフェスト及び維持管理の記録簿等を常に備えておくこと。	① 管理事務所内に許可証、埋立計画図等を掲示しておく。 ② 本社に埋立処分場に係る許可申請書の写し、処理の帳簿又はマニフェスト及び維持管理の記録簿等を常に備えておく。
5-1-17 管理体制	① 最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニフェストを策定すること。 ② 年1回以上の測量により埋立容量及び埋立位置を確認するとともに、その結果については、いつでも報告できるよう整理しておくこと。 ③ 事業計画書、図面等並びに受入及び処分状況の記録を、常時管理事務所（或いは本社事務所）に備えること。 ④ 最終処分場における作業時間については、災害防止等の観点から、原則として午前8時から午後6時までとすること。	① 維持管理に必要な事項を定めた取扱いマニフェストを策定する。 ② 年1回以上の測量により埋立容量及び埋立位置を確認し、その結果については、いつでも報告できるよう整理しておく。 ③ 事業計画書、図面等並びに受入及び処分状況の記録を、常時本社に備える。 ④ 最終処分場での作業時間は午前8時から午後6時までとすること。
5-1-18 受け入れ廃棄物の分別確認等	① 搬入された廃棄物は、荷降ろしする前に取り扱える許可品目であることを確認し、取扱い品目以外の廃棄物が混入していたときには荷降ろしを中止し、排出事業者に返すなどの適切な措置を講じる。 ② 搬入された廃棄物は、最終処分場内の定められた箇所に荷降ろし、埋立基準に適合することを確認した上で埋め立てすること。（巻末資料14及び15を参照） ③ 取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないように受入基準を明確にし、排出事業者及び収集・運搬業者等に周知徹底すること。 ④ 搬入される廃棄物は、排出事業者名及び搬入する品目について、常に委託契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明の場合、当該廃棄物の受入れを行わないこと。	① 搬入された廃棄物は、荷降ろしする前に取り扱える許可品目であることを確認し、取扱い品目以外の廃棄物が混入していたときには荷降ろしを中止し、排出事業者に返すなどの適切な措置を講じる。 ② 搬入された廃棄物は、最終処分場内の定められた箇所に荷降ろし、埋立基準に適合することを確認した上で埋め立てする。 ③ 取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないように受入基準を明確にし、排出事業者及び収集・運搬業者等に周知徹底する。 ④ 搬入される廃棄物は、排出事業者名及び搬入する品目について、常に委託契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明の場合、当該廃棄物の受入れを行わない。
5-1-19 計画的埋立	① 埋立開始にあたり、埋立計画書を作成し、施工にあたってはあらかじめ測量を行い、丁張等の設置により、廃棄物の埋立高さ、覆土（中間、最終）の高さ（厚さ）等が常に判別できるように、計画的に施工すること。	① 埋立開始にあたり、埋立計画書を作成し、施工にあたってはあらかじめ測量を行い、丁張等の設置により、廃棄物の埋立高さ、覆土（中間、最終）の高さ（厚さ）等が常に判別できるように、計画的に施工する。

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
	② 搬入された廃棄物の締固め、必要な覆土、整地等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、廃棄物の山積みを行わない。 ③ 廃棄物の搬入開始にあたっては、原則として埋立地下部より搬入を開始し、一段ごとにのり面の整備、仕上げを行い、十分な圧密期間をおく。また、一度埋め立てた廃棄物は掘り返さない。 ④ 埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議する。	② 搬入された廃棄物の締固め、必要な覆土、整地等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、廃棄物の山積みを行わない。 ③ 廃棄物の搬入開始にあたっては、原則として埋立地下部より搬入を開始し、一段ごとにのり面の整備、仕上げを行い、十分な圧密期間をおく。また、一度埋め立てた廃棄物は掘り返さない。 ④ 埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議する。
5-1-20 事故の防止	① 事故の発生を防止するために、最終処分場内及びその周辺部に巡回監視し、必要に応じて保守点検を行うこと。 ② 重機等による巻込まれ、酸欠等中毒による事故等の未然防止を図るため、作業手順の遵守及び安全点検を励行すること。	① 事故の発生を防止するために、最終処分場内及びその周辺部に定期的に巡回監視し、必要に応じて保守点検を行う。 ② 重機等による巻込まれ、酸欠等中毒による事故等の未然防止を図るため、作業手順の遵守及び安全点検を励行する。
5-1-21 異常事態の対応	台風、豪雨等にもなつて異常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止する等、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、速やかに県及び関係機関に連絡し、指示を受けること。また、応急措置が可能な体制を定めておくこと。	台風、豪雨等にもなつて異常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、覆土によって廃棄物の飛散及び流出を防ぐなど、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、速やかに県及び関係機関に連絡し、指示を受ける。
5-1-22 地下水等の水質検査	水質監視井戸等から採取した地下水については、安定型最終処分場については表－5.1.1、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場については表－5.1.2に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。 浸透水（安定型最終処分場）については、表－5.1.1に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。 放流水（管理型最終処分場）については、表－5.1.3に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。 ① 環境保全協定等による基準値及び測定回数等が、法令の規定で定めるものより厳しい数値を達成することとした場合には、当該公害防止協定等の規定によることとする。 ② 最終処分基準省令で定める地下水水質検査項目以外で、水質に関わる調査項目として、クロロエチレンと1・4-ジオキサンは0.002mg/L以下、1・4-ジオキサンは0.05mg/L以下を基準値とする。	水質監視井戸等から採取した地下水については、安定型最終処分場については表－5.1.1、に掲げる項目・回数により水質を測定、記録する。なお、月1回は塩素イオン、年1回はクロロエチレン、1・4-ジオキサンについても測定、記録する。 浸透水（安定型最終処分場）については、表－5.1.1に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録する。 管理型最終処分場ではない。 ① 環境保全協定等による基準値及び測定回数等が、法令の規定で定めるものより厳しい数値を達成することとした場合には、当該公害防止協定等の規定によることとする。 ② 最終処分基準省令で定める地下水水質検査項目以外で、水質に関わる調査項目として、クロロエチレンと1・4-ジオキサンの2項目について年1回調査を行う。なお、クロロエチレンは0.002mg/L以下、1・4-ジオキサンは0.05mg/L以下を基準値とする。

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
	③ 排水先の河川については、埋立開始前から最終処分場を廃止するまでの期間、必要に応じて水質検査を実施することが望ましい。なお、測定項目、基準値等は各河川の環境基準を参考にする。 水質検査の結果、地下水の水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合、又は、浸透水・放流水が水質基準に不適合となった場合、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ④ 水質検査の結果、水質基準に適合しない場合や、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対策を協議の上、下流水域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び最終処分場設備の点検・補修等の改善対策を講ずること。	③ 排水先の河川については、埋立開始前から最終処分場を廃止するまでの期間、必要に応じて水質検査を実施する。なお、測定項目、基準値等は各河川の環境基準を参考にする。 水質検査の結果、地下水の水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く）が認められた場合、又は、浸透水・放流水が水質基準に不適合となった場合、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ④ 水質検査の結果、水質基準に適合しない場合や、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対策を協議の上、下流水域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び最終処分場設備の点検・補修等の改善対策を講ずること。
5-1-23 埋立処分終了	埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。）厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。）厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖する。
	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために締固めを適切に行うとともに、覆いの点検を行い、損傷の恐れがある場合は補修、復旧を行う。
	埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、「最終処分の埋立処分終了届出書」を提出すること。 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、「最終処分の埋立処分終了届出書」を提出する。 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。
	① 被覆型埋立地については別途最終処分基準省令に定めがあること。	① 被覆型埋立地については別途最終処分基準省令に定めがあること。
	② 覆いの点検は1カ月に1回程度以上行うことが望ましいこと。損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。	② 覆いの点検は1カ月に1回行う。損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行う。
	③ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備が必要な部分に設置されていること。	③ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造で必要な部分に排水設備を設置する。
	④ 崩壊や地滑りのおそれがないよう、のり面の締固めを適切に行うこと。	④ 崩壊や地滑りのおそれがないよう、のり面の締固めを適切に行う。
	⑤ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。	⑤ 擁壁等の損壊のおそれがないよう、埋め立て処分終了時に点検を行う。
	⑥ 関係法令に係る必要工事及び境界確定を実施すること。	⑥ 関係法令に係る必要工事及び境界確定を実施する。
	⑦ 事業計画書等の内容及び土地の所有権者（土地の所有権を有しない場合）の記載事項に沿って跡地整備（植栽等）を実施すること。	⑦ 事業計画書等の内容及び土地の所有権者（土地の所有権を有しない場合）の記載事項に沿って跡地整備（植栽等）を実施する。
	⑧ 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供するとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、最終処分基準省令に定める構造及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上、支障が生じることがないよう留意すること。	⑧ 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供するとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、最終処分基準省令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないよう留意する。

5-1 共通基準

維持管理計画書（指針への適合状況）

区分	指針記載事項	対応内容
5-1-24 埋立終了後の管理	① 最終処分場の点検は、原則として月1回以上の頻度で行うほか、台風、集中豪雨及び地震直後等についても行うこと。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県及び関係機関に報告し指示を受けること。 ② 覆土の沈下、流出、ひびわれ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行うこと。 また、修復を必要とする状況が継続的に起こることが推察される時は県等と協議のうえ対策を講ずること。 ③ 水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水の水質検査については、「最終処分場の埋立処分終了届出書」に添付する維持管理の方法を明らかにする書類の記載内容に従って行うこと。 ④ 廃止前の最終処分場の跡地を利用する場合は次の条件を満足すること。 ア 埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。 イ 埋め立てた廃棄物を掘り返さないこと。 ウ 大規模な地形改変を行わないこと。 エ 県等の立入検査が可能な状態としておくこと。 オ 跡地利用計画に関して事前に県及び関係機関と調整すること。 ⑤ 発生ガスの測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間とし、季節による変動等を考慮して3月に1回程度の頻度で実施すること。 ガスの発生量は、超音波流量計、熱式流量計、その他適切な方法により行うこと。 ⑥ 地中温度の測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間に適切な頻度で実施すること。 温度測定は、熱電対式等の温度計を用いて行い、堅型集排水管、ス採取設備等を利用できるものとするが、これらが利用できない場合は、土質調査用のボーリング孔等を利用して測定すること。 なお、ボーリング孔等を利用する場合は、事前に埋立廃棄物層の概ね1m以上の深さで概況把握を行い、周辺の地中の温度に比して高温と思われる場合は、埋立廃棄物層の中央部付近までボーリング孔を掘削すること。 また、埋立地周辺の地中温度は、地下水監視井戸等を利用した測定のほか、既存の測定値を活用しても差し支えない。	① 最終処分場の点検は、原則として月1回以上の頻度で行うほか、台風及び集中豪雨直後等についても行う。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県及び関係機関に報告し指示を受ける。 ② 月1回程度覆土の沈下、流出、ひびわれ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行う。 また、修復を必要とする状況が継続的に起こることが推察される時は県等と協議のうえ対策を講ずる。 ③ 水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水の水質検査については、「最終処分場の埋立処分終了届出書」に添付する維持管理の方法を明らかにする書類の記載内容に従って行う。 ④ 廃止前の最終処分場の跡地を利用する場合は次の条件を満足させる。 ア 埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける。 イ 埋め立てた廃棄物を掘り返さない。 ウ 大規模な地形改変を行わない。 エ 県等の立入検査が可能な状態としておく。 オ 跡地利用計画に関して事前に県及び関係機関と調整する。 ⑤ 発生ガスの測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間とし、季節による変動等を考慮して3月に1回程度の頻度で実施する。 ガスの発生量は、超音波流量計、熱式流量計、その他適切な方法により行う。 ⑥ 地中温度の測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間に適切な頻度で実施する。 温度測定は、熱電対式等の温度計を用いて行い、堅型集排水管を利用して測定する。 同上 同上

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
5-1-25 最終処分場の廃止	最終処分場を廃止する場合は、「最終処分場廃止確認申請書」を提出し、県等の確認を受けること。 ① 最終処分場を廃止する場合は、5-2-8、5-3-13及び5-4-7に定める各処分場毎の個別基準に適合していること。廃棄物が埋め立てられていない廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。 ② 廃止後の跡地利用については事前に県と協議すること。	最終処分場を廃止する場合は、「最終処分場廃止確認申請書」を提出し、県等の確認を受ける。 ① 最終処分場を廃止する場合は、5-2-8に定める個別基準に適合しており、廃棄物が埋め立てられていない廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。 ② 廃止後の跡地利用については事前に県と協議し、森に返す計画となっている。
5-1-26 記録と保存等	埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 廃石綿等又は石綿含有廃棄物若しくは廃水銀等処理物又は水銀処理物を埋め立てた場合は、その位置を示す図面を作成し、処分場の廃止までの間保存すること。（安定型・管理型） ① 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに記録すること。 ② 埋立処分場の維持管理にあたり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、原則として表-5.1.5に掲げる事項を記録すること。 ③ 最終処分場の残余容量については、年1回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存すること。 ④ 埋立処分場の進行状況は、月1回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておくことが望ましく、又、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておくこと。 ⑤ 維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存することが望ましいこと。	埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。 石綿含有廃棄物を埋め立てた場合は、その位置を示す図面を作成し、処分場の廃止までの間保存する。 ① 埋立地に内部仕切設備はない。 ② 埋立処分場の維持管理にあたり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、表-5.1.5に掲げる事項を記録する。 ③ 最終処分場の残余容量については、年1回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存する。 ④ 埋立処分場の進行状況は、月1回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておく。また、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておく。 ⑤ 維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存する。
5-1-27 記録の閲覧	維持管理記録簿等の記録は、管理事務所（或いは本社事務所）に備え置き、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。閲覧期間は、記録を備え置いた日から起算して3年を経過するまでとする。 ① 記録の閲覧義務は、全ての最終処分場（許可対象施設）に適用されること。 ② 維持管理に関する計画及び状況について、インターネット等により公表すること。	維持管理記録簿等の記録は、本社に備え置き、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者が求める場合、閲覧させる。閲覧期間は、記録を備え置いた日から起算して3年を経過するまでとする。 ① 同上 ② 維持管理に関する計画及び状況について、インターネット上で公表する。

維持管理計画書（維持管理指針への適合状況）

5-2 安定型処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
5-2-1 埋立開始時の措置	① 原則として、埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立を行うとす区画）に溜まっている水は、埋立処分開始前に排除すること。	① 埋立地に溜まっている水は、埋立処分開始前に排除する。
5-2-2 貯留構造物等の保全	擁壁、土えん堤等の設備は、定期的に点検し、これらの設備が破損するおそれがあるときと認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な改善措置を講ずること。	擁壁、土えん堤等の設備は、毎日点検し、これらの設備が破損するおそれがあるときと認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な改善措置を講ずる。
5-2-3 地下水、浸透水の水質検査	① 擁壁、土えん堤等の設備は、原則として毎日点検し、これらの設備が破損するおそれがあるときと認められる場合は、直ちに埋め立てを中止し、改善措置を講ずること。	① 擁壁、土えん堤等の設備は、毎日点検し、これらの設備が破損するおそれがあるときと認められる場合は、直ちに埋め立てを中止し、補修を行う等改善措置を講ずる。
	② 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。	② 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておく。
	③ 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現われている部分に対する視認が一般的であること。また、沈下等の有無を確認すること。	③ 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現われている部分に対する目視点検を行うとともに、沈下等の有無を確認する。
	④ 定期点検の頻度は、擁壁等の重要度等状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。	④ 定期点検の頻度は、擁壁等の重要度等状況を勘案して適宜設定する。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておく。
5-2-4 展開検査	水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水については、表-5.1.1に掲げる測定項目・回数の水質検査を行うこと。	水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水については、表-5.1.1に掲げる測定項目・回数の水質検査を行う。なお、月1回は塩素イオン、年1回はクロロエチレン、1・4-ジオキサンについても水質検査を行う。
5-2-5 埋立管理	水質検査の結果、地下水の水質悪化が認められた場合、又は浸透水が表-5.1.1に掲げる水質基準に不適合となった場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、速やかに県に連絡し、水質悪化の詳細な原因調査を実施すること。	水質検査の結果、地下水の水質悪化が認められた場合、又は浸透水が表-5.1.1に掲げる水質基準に不適合となった場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、速やかに県に連絡し、水質悪化の詳細な原因調査を実施する。
	搬入された廃棄物は、安定型廃棄物以外の廃棄物の搬入を防ぐため、搬入された廃棄物は展開検査を行った後に埋め立てを行うこと。	搬入された廃棄物は、安定型廃棄物以外の廃棄物の搬入を防ぐため、搬入された廃棄物は展開検査を行った後に埋め立てを行う。
	① 展開検査とは、埋立処分の前に廃棄物を搬入車両等から降ろして広げ、目視により安定型廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するものであり、搬入された廃棄物の全量を対象に、4-2-6に規定する展開検査場で行うこと。	① 展開検査とは、埋立処分の前に廃棄物を搬入車両等から降ろして広げ、目視により安定型廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するものであり、搬入された廃棄物の全量を対象に、4-2-6に規定する展開検査場で行う。
	② 展開検査の結果は表-5.1.5のとおり記録し、保存すること。	② 展開検査の結果は表-5.1.5のとおり記録し、保存する。
	① 飛散のおそれのある廃棄物は、原則として搬入された日に埋め立てを行い、締め、締固め、覆土、整地の作業等が講ぜられるように計画的に埋立処分を行うこと。	① 飛散のおそれのある廃棄物は、搬入された日に埋め立てを行い、締め、締固め、覆土、整地の作業等が講ぜられるように計画的に埋立処分を行う。
	② 廃棄物は、原則として厚さ層5 m以下で転圧するとともに、必要に応じて中間覆土を50cm以上行うこと。	② 廃棄物は、厚さ層5 m以下で転圧するとともに、必要に応じて中間覆土を50cm以上行う。

維持管理計画書（維持管理指針への適合状況）

5-2 安定型処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
	③ 4-2-7における図-4.2.8(A)、(B)においては、原則として下記ののとおり施工管理を行うこと。 アのり面用土えん堤となる部分の下には、がれき類等の堅固な廃棄物を埋め立てるものとし、十分な締固めを行い、不等沈下を防止すること。 イのり面用土えん堤の施工にあたっては、中間覆土終了時点で平板載荷試験等により基礎地盤としての支持力を確認すること。 ウ 上記施工記録、試験記録は5-1-26に規定する維持管理記録と同様に保存すること。 5-1-23の規定による。	③ 本計画は4-2-7における図-4.2.8(A)に該当し、原則として下記ののとおり施工管理を行う。 アのり面用土えん堤を設けず、上部を1:4.0の緩勾配で盛り立て、十分な締固めを行い、不等沈下を防止する。
5-2-6 埋立処分場の終了	5-1-23の規定による。	イ 一面せん断試験(5mに1回)から粘着力・内部摩擦角を求める。
5-2-7 埋立終了後の管理	5-1-24の規定による。	ウ 上記施工記録、試験記録は5-1-26に規定する維持管理記録と同様に保存すること。
5-2-8 最終処分場の廃止	安定型最終処分場の廃止の基準は、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。 (1)最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 (2)火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 (3)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 (4)地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。	埋立完了後、以下の指針記載事項に沿って廃止を行う。 (1)最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 (2)火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 (3)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 (4)地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。
	ア 現に地下水質が表-5.1.1の水質基準に適合していないこと。 イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	ア 現に地下水質が表-5.1.1の水質基準に適合していないこと。 イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
	(5)埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。 (6)埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。	(5)埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。 (6)埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。
	(7)おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 (8)現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	(7)おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 (8)現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
	(9)地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁等及び雨水等排水設備が構造基準に適合していないと認められないこと。 (10)浸透水の水質検査の結果が表-5.1.1の水質基準に適合していること。	(9)地滑り防止工又は沈下防止工、擁壁等及び雨水等排水設備が構造基準に適合していないと認められないこと。 (10)浸透水の水質検査の結果が表-5.1.1の水質基準に適合していること。

維持管理計画書（維持管理指針への適合状況）

5-2 安定型処分場の個別基準

区分	指針記載事項	対応内容
	① 覆土施工については、施工日、位置、厚さ、計測写真等を記録すること。なお、県の立会いのもとで施工した場合、立会者も記録すること（県の立会いのもとで施工した場合、廃止確認申請書に記録を添付することにより廃止時の試験が省略可）。 ② 原則として、不要な設備（洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等）の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおりに跡地が整備されていること。 ③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。 ④ 最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。 ⑤ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおおそれがないこと。 ⑥ 擁壁等の損壊のおおそれがないこと。 ⑦ 原則として埋立地の内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であること。 ⑧ ガスの発生が無い場合においても、最終的な終了区域の覆土を行った後、原則として1年以上経過し、地下水及び浸透水の水質基準適合が確認されることが望ましい。 ⑨ 石綿含有廃棄物を埋め立てた場合は、土地の権利者に埋立管理記録を引継いでいること。また、その位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存すること。 ⑩ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。また、廃止確認申請の際、廃止時の測量結果、埋立管理記録を県に提出すること。 ⑪ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。	① 廃止確認時に県が行う覆土の厚さの確認は、施工中に県の立会により覆土の厚さを確認し、日時、立会者、位置、厚さ、計測写真等を記録することが望ましい。（廃止確認申請書に添付することにより廃止時の試験が省略可） ② 原則として、不要な設備（洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等）の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおりに跡地が整備されていること。 ③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。 ④ 最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。 ⑤ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおおそれがないこと。 ⑥ 擁壁等の損壊のおおそれがないこと。 ⑦ 原則として埋立地の内部と地中温度の差が20℃未満であること。 ⑧ ガスの発生が無い場合においても、最終的な終了区域の覆土を行った後、原則として1年以上経過し、地下水及び浸透水の水質基準適合が確認されることが望ましい。 ⑨ 石綿含有廃棄物を埋め立てた場合は、土地の権利者に埋立管理記録を引継いでいること。また、その位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存すること。 ⑩ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。また、廃止確認申請の際、廃止時の測量結果、埋立管理記録を県に提出すること。 ⑪ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。

表-5.1.1 安定型最終処分場の水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項	H	基準値	地 下 水			浸 透 水		
				埋立開始前	埋立開始後	埋立終了から廃止	埋立開始後	埋立終了から廃止	
1	アルギル水銀		検出されないこと	1回以上	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
2	総水銀		0.005mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
3	カドミウム		0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
4	鉛		0.01 mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
5	六価クロム		0.05mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
6	ヒ素		0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
7	全シアン		検出されないこと	"	"	"	"	"	"
8	ポリ塩化ビフェニル（PCB）		検出されないこと	"	"	"	"	"	"
9	トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
10	テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
11	ジクロロメタン		0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
12	四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
13	1・2-ジクロロエタン		0.004mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
14	1・1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
15	シス-1・2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
16	1・1・1-トリクロロエタン		1mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
17	1・1・1-2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
18	1・3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
19	チウラム		0.006mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
20	シマジン		0.003mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
21	チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
22	ベンゼン		0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
23	セレン		0.01mg/ℓ以下	"	"	"	"	"	"
24	生物化学的酸素要求量（BOD）		20mg/ℓ以下	—	—	—	1回以上/月	1回以上/3ヶ月	
25	化学的酸素要求量（COD）		40mg/ℓ以下	—	—	—	1回以上/月	1回以上/3ヶ月	

備考

- 1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）については、いずれかの項目を測定すること。

表-5.1.1.3 管理型最終処分場の放流水の水質検査項目（最終処分基準省令）

番号	項 目	H	基 準 値	放 流 水	
				埋立開始 から廃止	浸 出 液 埋立終了 から廃止
1	アンモニア水銀化合物		検出されないこと	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/ℓ以下	〃	〃
3	カドミウム及びその化合物		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
4	鉛及びその化合物		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
5	有機燐化合物（ペラチン、メパチン、メパチン、メパチン、EPNに限る）		1mg/ℓ以下	〃	〃
6	六価クロム化合物		0.5mg/ℓ以下	〃	〃
7	砒素及びその化合物		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
8	シアン化合物		1mg/ℓ以下	〃	〃
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003mg/ℓ以下	〃	〃
10	トリクロロエチレン		0.3mg/ℓ以下	〃	〃
11	テトラクロロエチレン		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
12	ジクロロメタン		0.2mg/ℓ以下	〃	〃
13	四塩化炭素		0.02mg/ℓ以下	〃	〃
14	1・2-ジクロロエタン		0.04mg/ℓ以下	〃	〃
15	1・1-ジクロロエチレン		0.2mg/ℓ以下	〃	〃
16	シス-1・2-ジクロロエチレン		0.4mg/ℓ以下	〃	〃
17	1・1・1-トリクロロエタン		3mg/ℓ以下	〃	〃
18	1・1・2-トリクロロエタン		0.06mg/ℓ以下	〃	〃
19	1・3-ジクロロプロペン		0.02mg/ℓ以下	〃	〃
20	チウラム		0.06mg/ℓ以下	〃	〃
21	シマジン		0.03mg/ℓ以下	〃	〃
22	チオベンカルブ		0.2mg/ℓ以下	〃	〃
23	ベンゼン		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
24	セレン及びその化合物		0.1mg/ℓ以下	〃	〃
25	ほう素及びその化合物		50mg/ℓ以下※ ¹ 230mg/ℓ以下※ ²	〃	〃
26	ふっ素及びその化合物		15mg/ℓ以下※ ¹ 15mg/ℓ以下※ ³	〃	〃
27	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200mg/ℓ以下	〃	〃
28	水素イオン濃度（pH）		5.8～8.6※ ¹ 5.0～9.0※ ²	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
29	生物化学的酸素要求量（BOD）		60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
30	化学的酸素要求量（COD）		90mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
31	浮遊物質（SS）		60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）		30mg/ℓ以下	〃	〃

34	フエノール類含有量		5mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
35	銅含有量		3mg/ℓ以下	〃	〃
36	亜鉛含有量		2mg/ℓ以下	〃	〃
37	溶解性鉄含有量		10mg/ℓ以下	〃	〃
38	溶解性マンガン含有量		10mg/ℓ以下	〃	〃
39	クロム含有量		2mg/ℓ以下	〃	〃
40	大腸菌群数		H周平均3,000個/cm ³ 以下	〃	〃
41	窒素含有量		H周平均60mg/ℓ以下	1回以上/月	1回以上/3ヶ月
42	燐含有量		H周平均8mg/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/6ヶ月
43	ダイオキシン類		10pg-TEQ/ℓ以下	1回以上/年	1回以上/年

備考

1 水質検査の方法は、最終処分基準省令環境大臣の定める方法による。

2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

3 「ほう素及びその化合物」・「ふっ素及びその化合物」・「水素イオン濃度（pH）」について、※1の数値は海域以外の公共用水域に排出される場合の基準値を示す。

4 「ほう素及びその化合物」の基準値については、※1は50mg/ℓ以下とする。

5 「ふっ素及びその化合物」の基準値については、※1は15mg/ℓ以下とする。

6 「アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の基準値については、当分の間、200mg/ℓ以下とする。

7 生物化学的酸素要求量（BOD）の基準値は、海域及び湖沼以外の公共水域に排出される場合に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）は、海域及び湖沼に直接排出される場合に限って適用する。

8 窒素含有量及び燐含有量の排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表-5.1.4 参考とすべき水質検査項目

番号	基準	項 目	基準 値
1	環境基準	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
2	環境基準	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
3	環境基準	ほう素	1mg/ℓ 以下
4	水質基準	大腸菌	検出されないこと
5	水質基準	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ 以下
6	水質基準	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ 以下
7	水質基準	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ 以下
8	水質基準	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ 以下
9	水質基準	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ 以下
10	水質基準	塩化物イオン	200mg/ℓ 以下
11	水質基準	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ 以下
12	水質基準	蒸発残留物	500mg/ℓ 以下
13	水質基準	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ 以下
14	水質基準	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ 以下
15	水質基準	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5mg/ℓ 以下
16	水質基準	pH 値	5.8～8.6
17	水質基準	色度	5度以下
18	水質基準	濁度	2度以下

注：「番号 1 から 3 の項目は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）」に定める地下水の基準を、番号 4 から 18 の項目は、「水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）」に基づく水道の水質基準を示す。

5-1-26 記録と保存等

埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

- ① 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに記録すること。
- ② 埋立処分場の維持管理にあたり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、原則として表-5.1.5に掲げる事項を記録すること。
- ③ 最終処分場の残余容量については、年 1 回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存すること。
- ④ 埋立処分の進行状況は、月 1 回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておくことが望ましく、又、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておくこと。
- ⑤ 維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存することが望ましいこと。

5-1-27 記録の閲覧

維持管理記録簿等の記録は、管理事務所（或いは本社事務所）に備え置き、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。閲覧期間は、記録を備え置いた日から起算して 3 年を経過するまでとする。

- ① 記録の閲覧義務は、全ての最終処分場（許可対象施設）に適用されること。

表-5.1.5 最終処分場の維持管理に関する記録

記録の項目	対象となる最終処分場			記録内容	記録を備え置く時期 (この日まで)に備え置く)
	安定型	管理型	遮断型		
・処分した廃棄物	○	○	○	・冬月ごとの種類および数量 ※1	・処分した翌月の末日
・周辺地下水の水質検査	○	○	○	・採取した場所	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・放流水の水質検査		○		・採取した年月日	
・浸透水の水質検査	○			・測定結果の得られた年月日 ※2 ・測定結果 ※3	
・周辺地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置	○	○	○	・措置を講じた年月日 ※5 ・講じた措置の内容	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・浸透水の水質が基準に適合しなかった場合に講じた措置	○				
・遮水工の点検		○		・点検を行った年月日 ※4	・点検または措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・擁壁等の点検	○	○		・措置を講じた年月日 ※5	
・浸出液調整施設の点検		○		(機能低下または損壊の恐れ若しくは機能の異常が認められた場合)	
・浸出液処理施設の点検		○			
・外部仕切設備の点検			○		
・内部仕切設備の点検			○		
・覆いの点検			○	・講じた措置の内容	
・展開検査	○			・冬月ごとの実施回数 ・安定型廃棄物以外の流入等が認められた年月日	・検査した翌月の末日 ・当該日の属する月の翌月の末日
・最終処分場の残余容量	○	○	○	・累計埋立量及び残余容量	・測定結果の得られた翌月の末日

- ※1 処分した廃棄物の種類及び数量は、1月間に処理した廃棄物の種類ごとに数量を記載すること。
種類については、法第2条第4項及び令第2条に規定された廃棄物の種類を基本とすること。
- ※2 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の設置者以外の者が測定した場合には、当該者から当該設置者に測定結果が報告された年月日を記載すること。
- ※3 測定結果については、当該結果が連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記録されている場合には、それぞれの用紙を閲覧に供して差し支えない。
ただし、当該用紙には、測定を行った位置及び測定結果の得られた年月日が記載されていること。
- ※4 点検を行った結果については、例えば最終処分場の擁壁等が損壊する恐れが認められたかどうかを記録し、当該恐れが認められた場合には、その具体的な異常の内容等を記録すること。
- ※5 点検又は水質検査等の結果に基づき、必要な措置を講じた場合には、当該措置を開始した年月日及び終了した年月日並びに講じた措置の内容を記録し、当初の措置の内容を変更した場合には、変更した年月日及び変更後の措置の内容を記録すること。
- ※6 上記項目は基本的な記録項目を示したものであり、最終処分場の構造等に応じて、記録すべき維持管理項目を追加すること。

No. 22 維持管理計画書

(2) 中間処理施設（木くず破碎施設）

維持管理計画書（指針への適合状況）

I 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
1-1 施設管理等	中間処理施設及び積替え保管施設共通の設備等の管理は、次により行うこと。	中間処理施設及び積替え保管施設共通の設備等の管理は、次により行うこと。
(1) 囲い等	以下の事項について原則として毎日点検すること。 ①建屋に漏水や破損がないこと。（建屋を設置している場合に限る。）	以下について点検する。 ①建屋に漏水や破損がないこと。（毎日点検を行う。）
(2) 掲示板	②囲いに破損がないこと。 ③作業後の扉は必ず施錠されていること。	②囲いに破損がないこと。（最終処分場の囲いとなるため、月1回点検を行う。） ③作業後の扉は必ず施錠されていること。（毎日点検を行う。）
(3) 搬入道路等	掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に変更が生じた場合は速やかに書き替えること。	掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に変更が生じた場合は速やかに書き替える。
(4) 洗車設備	搬入道路等に廃棄物が飛散流出していないか原則として毎日点検し、飛散している場合は回収する等清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。	搬入道路等に廃棄物が飛散流出していないか毎日点検し、飛散している場合は回収する等清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行う。
(5) 雨水等の排除設備	①洗車設備は定期的に点検し、土砂等がたい積した場合は速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。	①洗車設備は月1回程度点検し、土砂等がたい積した場合は速やかに除去し、良好な状態にしておく。（最終処分場と共通事項）
(6) 管理事務所	②洗車排水は、直接場外に排出しないこと。	②洗車排水は、直接場外に排出しない。
(7) 設備の管理	処理施設区域内の雨水が施設へ流入することを防止する排水路等の設備の機能を維持するため、おおむね週1回以上点検を行い排水路等に堆積した土砂等の除去、設備の補修等を行うこと。	処理施設区域内の雨水が施設へ流入することを防止する排水路等の設備の機能を維持するため、週1回点検を行い排水路等に堆積した土砂等の除去、設備の補修等をする。
(8) 害虫等の発生防止	①事務所内の見易いところに、許可証、処理工程図を表示しておくこと。	①事務所内の見易いところに、許可証、処理工程図を表示しておく。
(9) 地下浸透の防止	②事務所内には、常時、許可申請書、処理帳簿及び産業廃棄物管理票並びに維持管理の記録簿を備えておくこと。	②事務所内には、常時、許可申請書、処理帳簿及び産業廃棄物管理票並びに維持管理の記録簿を備えておく。
	①施設の使用開始前に、運転及び保守点検マニュアルを作成しておくこと。	①施設の使用開始前に、運転及び保守点検マニュアルを作成しておく。
	②技術管理者等による主要設備の定期的な機能点検を、おおむね月に1回以上行うこと。	②技術管理者等による主要設備の定期的な機能点検を、月に1回行う。
	③主要設備の機能を維持するため、おおむね3年に1回以上、専門的な技術のある者（メーカー含む）による精密な機能検査を行うこと。	③主要設備の機能を維持するため、3年に1回、専門的な技術のある者（メーカー含む）による精密な機能検査を行う。
	④廃棄物処理設備、受入設備、貯留設備は、常に点検し、排ガスや薬剤等による腐食や損傷を発見した場合は速やかに補修する等措置を講ずること。	④廃棄物処理設備、受入設備、貯留設備は、常に点検し、排ガスや薬剤等による腐食や損傷を発見した場合は速やかに補修する等措置を講ずる。
	ねずみが生息し、蚊、はえ等が発生しないよう清潔の保持に努めるとともに、蚊、はえ等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布等必要な措置を講ずること。	ねずみが生息し、蚊、はえ等が発生しないよう清潔の保持に努めるとともに、蚊、はえ等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布等必要な措置を講ずる。
	施設の床、受入設備及び貯留設備について毎日点検し、廃棄物及びその保有水が飛散流出又は地下浸透していないことを確認すること。	施設の床、受入設備及び貯留設備について毎日点検し、廃棄物及びその保有水が飛散流出又は地下浸透していないことを確認する。

維持管理計画書（指針への適合状況）

I 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
1-2 環境管理		
(10) 清潔の保持	常に処理施設区域内の清潔を保持すること。	常に処理施設区域内の清潔を保持する。
(11) 飛散及び流出防止	①処理施設区域の外に廃棄物が飛散し及び流出しないように必要な措置を講ずること。 ②廃棄物を保管する場合にあつては、保管設備の能力を超えないようにすること。	①処理施設区域の外に廃棄物が飛散し及び流出しないように散水装置により、少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集塵装置（サイクロン）を設置し、粉塵の飛散を防止する。 ②廃棄物を保管にあたって、保管設備の能力を超えないようにする。
(12) 火災の発生防止	①火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて消火器その他の消火設備を備え、常に点検整備するとともに操作法等の訓練を実施すること。 ②燃料及び可燃性廃棄物の取扱いには十分に注意するとともに、廃棄物の保管を行う場合は能力を超えないようにし、自然発火の防止、終業時に火気の点検等を行うこと。 ③火気は不必要な場所で使用しないようすること。	①火災の発生を防止するために終業時に火気の点検を行い、消火栓及び消火器を備え、常に点検整備するとともに定期的に操作法等の訓練を実施する。 ②燃料及び可燃性廃棄物の取扱いには十分に注意するとともに、廃棄物の保管を行う場合は能力を超えないようにし、自然発火の防止、終業時に火気の点検等を行う。 ③火気は不必要な場所で使用しないようする。
(13) 排水処理設備等の管理	①排水処理設備を設置する場合は、その水質が別表1に示す維持管理目標値に適合するよう排水処理設備の維持管理を行うこと。 ②下水道に放流する場合は、下水道法（昭和33年法律第79号）等に適合するよう維持管理を行うこと。	①水質検査により別表1に示す維持管理目標値に適合するよう排水処理設備の維持管理を行う。 ②下水道に放流しない。
(14) 排ガス処理設備等の管理	排ガス処理設備を設置する場合は、別表2に示す維持管理目標値に適合するよう排ガス処理設備の維持管理を行うこと。	本中間処理施設は焼却施設ではなく、排ガスを発生させない。
(15) 悪臭の防止	中間処理施設及び積替え保管施設から発生する悪臭について、別表3に示す維持管理目標値に適合するよう悪臭発散防止措置又は消臭措置を講ずること。	防臭剤散布等の準備をしておく。
(16) 騒音及び振動の防止	中間処理施設及び積替え保管施設から発生する騒音及び振動について、別表4に示す維持管理目標値に適合するよう防音及び防振措置を講ずること。	敷地境界上での騒音レベル及び振動レベルが維持管理目標値を超えないよう建屋内に破砕機を設置する。
(17) 設備維持管理状況確認のための検査等	①地下水が汚染されていないことを確認するため、最終処分場の地下水監視井戸から採取した地下水について、必要に応じて定期的に検査（別表5の項目）を行うこと。 ②処理水、排出水について必要に応じて定期的に検査（別表1の項目）を行い、排水処理設備が正常に機能していることを確認すること。 ③排ガスについて必要に応じて定期的に検査（別表2の項目）を行い、排ガス処理設備が正常に機能していることを確認すること。	①地下水が汚染されていないことを確認するため、最終処分場の地下水監視井戸から採取した地下水について、必要に応じて定期的に検査（別表5の項目）を行う。 ②処理水、排出水は発生しないが、必要に応じて最終処分場にて検査（別表1の項目）を行い、排水処理設備が正常に機能していることを確認する。 ③破砕機は電気で稼働するため、エンジンを使わず、排ガスを発生させないため、検査は行わない。

I 共通基準

維持管理計画書（指針への適合状況）

区分	指針記載事項	対応内容
	④ 石綿含有廃棄物又は廃石綿等を積替え保管又は処分する施設については、6月を超えない期間ごとに1回以上、施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況について定期的に検査を行い、石綿の粉じんが飛散していないことを確認すること。	④ 石綿含有廃棄物又は廃石綿等を積替え保管又は処分する施設ではない。
	⑤ 上記①から④までにおいて、有害物質に係る異常が認められたときは、必要に応じて施設の運転を停止したうえで、直ちに管轄の県機関に報告し、改善措置について協議することとし、それ以外の項目について異常が認められたときは、速やかに改善措置を講ずること。	⑤ 上記①から④までにおいて、有害物質に係る異常が認められたときは、必要に応じて施設の運転を停止したうえで、直ちに管轄の県機関に報告し、改善措置について協議することとし、それ以外の項目について異常が認められたときは、速やかに改善措置を講ずる。
	⑥ 排ガス処理設備又は排水処理設備に異常があった場合は、直ちに排ガス又は処理水について、必要な検査を実施すること。	⑥ 排ガス処理設備又は排水処理設備に異常があった場合は、直ちに排ガス又は処理水について、必要な検査を実施する。
	⑦ 騒音の大きさにについては、敷地境界線上において、定期的に測定すること。	⑦ 騒音の大きさにについては、敷地境界線上において、月に1回測定する。
	⑧ 悪臭については、適宜、敷地境界線上等において必要な悪臭物質について測定すること。	⑧ 悪臭については、適宜、敷地境界線上等において必要な悪臭物質について測定する。
(18) 測定機器の校正	pH計、電気伝導率計、騒音計等の校正を定期的に行うとともに、経時的に誤差の生じやすいものについては、おおむね週1回以上校正すること。	pH計、電気伝導率計、騒音計等の校正を定期的に行うとともに、経時的に誤差の生じやすいものについては、週1回校正する。
(19) 事故の防止	① 常に事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施すること。 ② 重機等による巻込まれ、有害なガスや酸欠中毒による事故等の未然防止を図るため必要な措置を講ずること。 ③ 個々の処理施設において発生が予測される事故について、対処方法、緊急連絡網、従業員への教育・訓練等について検討を行い、事故対応マニュアルを策定しておくこと。	① 常に事故の発生を防止するため、巡回監視及び保守点検を実施する。 ② 重機等による巻込まれ、有害なガスや酸欠中毒による事故等の未然防止を図るため作業手順の遵守及び安全点検を励行する。 ③ 個々の処理施設において発生が予測される事故について、対処方法、緊急連絡網、従業員への教育・訓練等について検討を行い、事故対応マニュアルを策定しておく。
(20) 異常事態の措置	廃棄物が施設から飛散流出する等の異常な事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、管轄の県機関及び関係機関に報告し、指示を受けること。	廃棄物が施設から飛散流出する等の異常な事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、管轄の県機関及び関係機関に報告し、指示を受ける。
1-3 搬入点検管理		
(21) 搬入管理	① 施設への廃棄物の搬入又は投入は、処理能力又は保管能力を超えないこと。 ② 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物にあつては、契約時に、別表6の基準に規定された項目の分析結果、発生工程のフローシートを徴し、取り扱える性状か否かを判断すること。	① 施設への廃棄物の搬入又は投入は、処理能力又は保管能力を超えないよう業務を行う。 ② 該当しない。

維持管理計画書（指針への適合状況）

I 共通基準

区分	指針記載事項	対応内容
	③受け入れる廃棄物の種類及び量が当該処理施設の能力に見合った適正なものとなるよう計量するとともに、必要に応じ受入れ時に性状の分析を行うこと。 ④排出事業者又は搬入廃棄物について、契約書、産業廃棄物管理票等で確認し、不明なものは受け入れないこと。	③受け入れる廃棄物の種類及び量が当該処理施設の能力に見合った適正なものとなるよう計量するとともに、必要に応じ受入れ時に性状の分析を行う。 ④排出事業者又は搬入廃棄物について、契約書、産業廃棄物管理票等で確認し、不明なものは受け入れない。
(22) 受入廃棄物の分別点検	①搬入廃棄物は車両から荷降ろしされる前に確認し、許可を受けた廃棄物以外のものは受け入れないようにすること。 ②搬入された廃棄物は、受入設備に荷降ろしし、品目を確認のうえ処理すること。 ③搬入廃棄物は、排出事業者名及び搬入品目について、常に委託契約書及び産業廃棄物管理票で確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受入を行わないこと。	①搬入廃棄物は車両から荷降ろしされる前に確認し、許可を受けた廃棄物以外のものは受け入れないようにする。 ②搬入された廃棄物は、受入設備に荷降ろしし、品目を確認のうえ処理する。 ③搬入廃棄物は、排出事業者名及び搬入品目について、常に委託契約書及び産業廃棄物管理票で確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受入を行わない。
1-4 管理の記録		
(23) 処分の記録	①処分した廃棄物の種類、性状及び種類ごとの量並びに処分年月日を帳簿に記載すること。 ②帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。 ③産業廃棄物処理業者においては、産業廃棄物管理票を5年間保管しておくこと。	①処分した廃棄物の種類、性状及び種類ごとの量並びに処分年月日を帳簿に記載する。 ②帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存する。 ③産業廃棄物処理業者においては、産業廃棄物管理票を5年間保管しておく。
(24) 点検等の記録	毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。	毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存する。
(25) 検査等の記録	検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。	検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存する。

維持管理計画書（指針への適合状況）

Ⅱ 保管施設・積替え保管施設

区分	指針記載事項	対応内容
1 保管施設	保管施設の維持管理基準は、共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。	保管施設の維持管理基準は、共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。
(1) 施設設備の点検	次のことについて毎日点検し、必要な措置がとられていない場合は、速やかに措置すること。	次のことについて毎日点検する。
	① 液状廃棄物の保管設備にあっては、次のとおりとする。	
	ア 保管槽による場合は、当該保管槽に亀裂や損傷がないこと。 なお、廃酸、廃アルカリ又は廃油の保管設備にあっては、流出防止堤に亀裂や損傷がなく、吸着剤又は中和剤等の必要な薬剤が常備してあること。	
	イ 容器による場合は、容器及び流出防止堤に亀裂や損傷がないこと。	
	ウ 建屋の屋根に漏水や損傷がないこと。	
	② 石綿含有廃棄物の保管設備にあっては、次のとおりとする。	
	ア 仕切り設備に亀裂や損傷がないこと。	
	イ シート掛け、袋詰め等により、飛散防止措置がとられていること。	
	③ がれき類、ガラスくず類並びに廃プラスチック類（廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものに限る）の保管にあっては、外周仕切設備に損傷等がないこと。	
	④ 廃プラスチック類（廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものを除く）、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず及び廃石膏ボードの保管設備にあっては、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であること。	④ 木くず保管設備において、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であること。
	⑤ その他の廃棄物の保管設備にあっては、建屋の屋根に漏水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であること。 また、保管中の廃棄物から保有水が確実に集水され、かつ、適切に処理されていること。	

Ⅲ 中間処理施設（特定小型焼却施設を除く。）の個別基準
維持管理計画書（指針への適合状況）

指針記載事項		対応内容
7 破碎・圧縮・切断施設		
(1) 破碎・圧縮・切断によって生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないよう にすること。	(1) 破碎・圧縮・切断によって生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないよう 破碎施設稼働時は散水装置により散水を行う。	
(2) 製品を定期的に検査し、品質の管理に努めること。	(2) 破碎した木くずは、製紙原料及びバイオマス燃料として製紙会社へ売却で きる品質である。	
(3) 移動式破碎施設を排出事業場に設置する場合は、敷地境界線までの騒音 レベル及び振動レベルを維持管理目標値以下ととし、維持管理目標 値を遵守できないときは、使用しないこと。	(3) 移動式破碎施設ではない。	

別表1 排出水の維持管理目標値

区分	項目	維持管理目標値
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	シアン化合物	1 mg/ℓ
	有機燐化合物	1 mg/ℓ
	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
	砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	PCB	0.003 mg/ℓ
	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
	チウラム	0.06 mg/ℓ
生活環境項目	シマジン	0.03 mg/ℓ
	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ ^{注1)}
		230 mg/ℓ ^{注2)}
	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ ^{注1)}
		15 mg/ℓ ^{注2)}
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ ^{注3)}
	ダイオキシン類	10 ng-TEQ/ℓ
	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6 ^{注4)}
		5.0～9.0 ^{注5)}
	生物化学的酸素要求量(BOD) ^{注4)}	160 mg/ℓ 日間平均 120 mg/ℓ
	化学的酸素要求量(COD) ^{注5)}	160 mg/ℓ 日間平均 120 mg/ℓ
	浮遊物質(SS)	200 mg/ℓ 日間平均 150 mg/ℓ
	ノルマンヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/ℓ
	ノルマンヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30 mg/ℓ
	フェノール類含有量	5 mg/ℓ
	銅含有量	3 mg/ℓ
	亜鉛含有量	2 mg/ℓ
	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
	クロム含有量	2 mg/ℓ
	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
	窒素含有量	120 mg/ℓ 日間平均 60mg/ℓ
	燐含有量	16 mg/ℓ 日間平均 8 mg/ℓ

注1) 海域以外の公共用水域に排出される場合に限って適用する。

注2) 海域に排出される場合に限って適用する。

注3) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

注4) BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に限って適用する。

注5) CODは、海域及び湖沼に排出される場合に限って適用する。

注6) 窒素含有量及び燐含有量の維持管理目標値は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注7) 分析方法は、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和19年環境庁告示第61号)」によるものとする。ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令67号)第2条第1項第2号に定める方法によるものとする。

別表2 排ガスの維持管理目標値

項			目	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)
1	カドミウム及びその化合物			1.0mg／Nm ³	—
2	鉛及びその化合物			10mg／Nm ³	—
3	硫酸化物			K＝17.5	—
4	ばいじん	乾燥炉	1万Nm ³ ／h以上	0.15 g／Nm ³	16
			4万Nm ³ ／h未満	0.20 g／Nm ³	
		竹材乾燥炉	—	0.50 g／Nm ³	
		焼却炉	4t/h以上	0.04 g／Nm ³	
			2t/h以上4t/h未満	0.08 g／Nm ³	
			2t/h未満	0.15 g／Nm ³	
5	塩化水素			700mg／Nm ³	12
6	窒素酸化物	乾燥炉	230ppm	16	
		焼却炉	250ppm	12	
7	ダイオキシン類	焼却能力 4t/h以上	0.1ng-TEQ／Nm ³	12	
		焼却能力 2t/h以上4t/h未満	1 ng-TEQ／Nm ³		
		焼却能力 2t/h未満	5 ng-TEQ／Nm ³		

注 1) シアン化合物の高温熱分解施設の維持管理目標値は焼却炉に準じるものとし、ばいじんについては4万Nm³/h以上の数値を準用する。

注 2) 平成10年7月1日において、現に設置されていた焼却炉に係るばいじんの維持管理目標値は次のとおりとする。

	焼却能力	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)
1	4t/h以上	0.08 g/Nm ³	12
2	2t/h以上4t/h未満	0.15 g/Nm ³	
3	2t/h未満	0.25 g/Nm ³	

注3) 平成12年1月15日において、現に設置されていた焼却炉(火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもので、平成9年12月2日以降に着手されたものを除く。)に係るダイオキシン類の維持管理目標値は次のとおりとする。

	処理能力	維持管理目標値	標準酸素濃度(%)
1	4t/h以上	1ng-TEQ/Nm ³	12
2	2t/h以上4t/h未満	5ng-TEQ/Nm ³	
3	2t/h未満	10ng-TEQ/Nm ³	

別表3 悪臭の維持管理目標値

(単位:ppm)

	項 目	規制区域		
		A区域	B区域	C区域
1	アンモニア	1	2	5
2	メチルメルカプタン	0.002	0.001	0.01
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2
4	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
5	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
6	二硫化メチル	0.009		
7	アセトアルデヒド	0.05		
8	スチレン	0.4		
9	プロピオン酸	0.03		
10	ノルマン酪酸	0.001		
11	ノルマン吉草酸	0.0009		
12	イソ吉草酸	0.001		
13	プロピオンアルデヒド	0.05		
14	ノルマンブチルアルデヒド	0.009		
15	イソブチルアルデヒド	0.02		
16	ノルマンバレルアルデヒド	0.009		
17	イソバレルアルデヒド	0.003		
18	イソブタノール	0.9		
19	酢酸エチル	3		
20	メチルイソブチルケトン	1		
21	トルエン	10		
22	キシレン	1		

注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。

注 2) 悪臭の規制区域は、悪臭防止法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。

注 3) 規制区域の定めのない地域にあつては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。

注 4) 施設設置前における悪臭が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

別表4 騒音及び振動の維持管理目標値

○騒音の維持管理目標値

時間 区域	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。

注 2) 騒音の規制区域は、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。

注 3) 規制区域の定めのない地域にあつては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。

注 4) 施設設置前における騒音が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

○振動の維持管理目標値

時間 区域	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

注 1) 測定点は、施設の敷地境界線とする。

注 2) 振動の規制区域は、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された区域とする。

注 3) 規制区域の定めのない地域にあつては、施設周辺の土地利用状況等に応じた区域に係る維持管理目標値を適用するものとする。

注 4) 施設設置前における振動が維持管理目標値を超過している場合は、施設設置による影響をできるだけ少なくすることとする。

別表5 地下水の検査項目

	項 目	参 考 (地下水の環境基準値)
1	カドミウム	0.01mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
12	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
17	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
20	チウラム	0.006mg/ℓ以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
24	セレン	0.01mg/ℓ以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
26	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
27	ほう素	1mg/ℓ以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
29	ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下

注) 分析方法等は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)」に定める方法とする。ただし、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成14年環境省告示第46号)」に定める方法によるものとする。

No. 23 災害防止計画

災害防止計画

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

廃棄物が風雨等により飛散及び流出しないように必要に応じ即時 0.5m 以上の覆土をする。
また、土えん堤を設置する。

公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

地下水監視井戸を設置し水質検査の結果、水質基準を超える異常な状態が認められた場合は、速やかに保健所に連絡しその原因を調査し必要な改善措置を講ずる。また、沈砂池を設置し、濁水等の流出を防止する。

火災の発生の防止に関する事項

処分場での野外焼却は行なわない。また、自然発火に備え、消火器等を設置する。

その他最終処分場に係る災害防止に関する事項

流末に沈砂池、谷部に暗渠排水を埋設し土砂の流出を防止する。
周囲に排水路、地下排水工、竪型集排水暗渠を設置する。
労働災害防止対策として従業員の教育の徹底を計る。